

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
3	A 権限 移譲	教育・文 化	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	<p>【支障事例】</p> <p>小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。</p> <p>市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。</p> <p>【地域の実態を踏まえた必要性】</p> <p>本市は現在人口減少対策を最重点の課題として取り組んでおり、特色ある教育活動を推進するために様々な教育施策を行っているところである。例えば文部科学省の英語特区の指定を受けて小中一貫英語教育の推進を行っているが、英語指導の専門的知識を有する人材を採用しようとする場合、市のニーズにあった教員の採用は困難である。また、新採用教職員は市外の県南部の出身者が多く、数年すると南部に帰任するケースが多いため、地元出身の教員を採用することができれば、地域に根ざした教育が実現でき、安定した学校運営が可能になるなどの利点もある。</p>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	文部科学省	新見市
83	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	30人学級の法制化	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員定数の増加を図り、併せて現状の教職員加配定数を維持できるよう予算措置を講じる。	<p>現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校1学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見送られ、少人数学級編制実施のための教職員定数については、各都道府県ごとに決められた加配教職員定数の中で割り振ることとしている。現状では、小学校2学年においても35人学級が定着しており、決められた加配教職員定数の中で小学校2学年の少人数学級を実施するにあたり、法制化ではなく加配教職員定数から教職員定数を割り振ることは、他の学年での弾力的な学級編制の妨げに結びつくものである。</p>	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条	文部科学省	茅ヶ崎市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
84	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校栄養職員の配置 基準の引き下げ	公立義務教育諸学校の学級編 成及び教職員定数の標準に関 する法律を見直し、現行の児童・ 生徒数が「550人以上単独実施 校に1人」「550人未満単独校4 校に1人」という配置基準を引き 下げ、単独調理場配置校には県 費負担教職員としての学校栄養 職員を配置すること。	平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、教職員定数の算定にあ たっては ①学校給食単独調理校 550人以上の学校数×1人、550人未満の学校数×1/4人 ②共同調理場 1500人以下×1人、1501人～6000人×2人、6001人以上×3人となっている。 学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実、児童・生徒のアレルギー体質の情報 を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな対 応ができる配置が求められている。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対象 となる児童又は生徒数が1500人以下の場合1人という現行の配置基準では、きめ細かな対応が 難しい状況にある。 このため、小学校または中学校並びに共同調理場への県費負担教職員としての学校栄養職員の 配置基準を引き下げが望まれる。 具体的には、①は、学校給食を実施する小学校若しくは中学校で、学校給食調理場施設を単 独で置く場合は、1校1人の配置基準に改めること。また、②は、配置基準を1500人以下についても 2人とすること。	・公立義務教育諸学校 の学級編成及び教職 員定数の標準に関す る法律 第8条の2	文部科学省	茅ヶ崎市
182	B 地方 に対す る規制 緩和	教育・文 化	小学校2年生35人学 級の「加配措置」の対 象拡大及び「法制化」	平成24年度に、国において小 学校2年生の35人学級が加配措 置により実施されたが、現在加 配の対象外となっている国に先 行して少人数学級を実施してい た自治体についても、加配の対 象に加えること。併せて、恒久的 な財源確保のため、法制化を求 める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、国において実施された小学校2年生35人学級の加配措置について は、国に先行して少人数学級を実施していた自治体が対象外となっており、先進的な取組を実施し ていた自治体が損をする、著しく不公平な状態となっている。 本市においては、少人数学級を独自で実施するため、年間約2億円が持ち出しの状態になってい る。 【見直しによる効果】 適正な措置が講じられることで、本市では、持ち出ししている予算を活用し、地域の実情を踏まえ た、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	公立義務教育諸学校 の学級編成及び教職 員定数の標準に関す る法律第3条	文部科学省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
249	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の量の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育てできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事例等】 認定こども園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳幼児が減少する郡部や離島では、自園調理から外部搬入への切り替えができない。 ある私立保育所では、幼保連携型認定こども園への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保育所と同様に全ての子どもへの給食提供の外部搬入が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にとどめたいとの意向を持っていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものみ公立の給食センターからの外部搬入を実施することとし、満3歳未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保連携型認定こども園の満3歳未満の子どもについても外部搬入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保連携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合